



「十四・五価格体制改革行動方案」が公開され、カーボン ニュートラルがキーワードへ ～5 月のニュースレビュー～

リサーチ & アドバイザリー部
中国調査室

注目された経済ニュース(5 月)	2
【マクロ経済】	2
少子高齢化対策として「3 人まで出産容認」と明言、中国共産党中央政治局会議	2
「十四・五価格体制改革行動方案」が公開され、カーボンニュートラルがキーワードへ	2
2021 年 1～4 月の実行ベースの FDI 金額は 3,970 億元、2019 年同期比 30.1% 増加	2
4 月の CPI は前年同期比 0.9%、PPI は同 6.8% と前月より 2.4 ポイント拡大	3
エネルギー価格の市場化改革方針を発表	3
4 月の国有企業経営業績、経済回復と低ベースで大幅増	3
2020 年の農民工総数、前年比 517 万人減少	4
【産業・企業】	4
工業情報化部、2030 年までに 5G ユーザーを 5.6 億人へ	4
2019 年の中国 R&A 支出は 2.2 兆元、米国に次ぐ世界 2 位	5
テスラは中国データセンターを設置する予定、中国情報安全管理規定への反応か	5
【金融】	6
中国当局、テンセントなどネット金融 13 社に行政指導	6
デジタル人民元ウォレットに網商銀行(アリババ系)が新たに参入	6
プロフェッショナル解説(税務会計)PwC 日本企業部統括代表パートナー/高橋忠利	7
中国共産党中央委員会弁公庁・国務院弁公庁発行「租税徴収管理改革のさらなる深化に関する意見」の内 容とその考察	7
三菱 UFJ 銀行の中国調査レポート(2021 年 5 月)	10

注目された経済ニュース(5月)

【マクロ経済】

少子高齢化対策として「3人まで出産容認」と明言、中国共産党中央政治局会議

中国共産党中央政治局会議が5月31日に北京で開催された。同会議では、中国の少子高齢化に対して、「これまでの産児制限を大幅に緩和し、3人までに出産が可能である」との方針を発表した。中国は2016年より「一人っ子政策」を廃止して2人まで出産を承認して少子高齢化に歯止めをかけようとしたが、教育費を始めとする子育てコストが上昇することを理由に、出産意欲の改善には至っていない。そのため、同会議では、出産制限の緩和のほか、「子育て支援を含む包括的な出産政策を実施していく」と強調した。

「十四・五価格体制改革行動方案」が公開され、カーボンニュートラルがキーワードへ

国家発展改革委員会は「十四・五時期における価格体制改革の深化の行動方案に関する通知」(以下「行動方案」)を提出し、十四・五時期には、価格体制改革を深化させ、カーボンニュートラルの実現に向けて資源節約・環境保護、公共サービスの質の向上、民生の改善といった面で価格コントロールの体制の改善を図るとした。「行動方案」は、食糧などの民生商品の観測・予測・警戒システムの構築、エネルギー価格体制の改革、水資源価格の改革、公共サービス価格の改革といった分野における具体的な措置にも言及している。

そのうち、十四・五時期の重要な任務である「カーボンニュートラル」の実現に向けて、適切な価格体制による奨励・制限作用を発揮させると強調した。そのため、エネルギー供給・需要両面から重点な措置を提起した。供給面では、水力発電、原子力発電、天然ガスの価格体制の改革、風力発電・太陽光発電の価格形成体制、エネルギー貯蔵価格体制の構築等が含まれた。需要面では、高エネルギー消費・高汚染排出業種向けの段階的な電力価格体制、長江経済ベルトの寄港船に対する陸上電力価格の全面的な適用、天然ガス輸送価格の形成体制の改善などが挙げられた。

2021年1~4月の実行ベースのFDI金額は3,970億元、2019年同期比30.1%増加

中国商務部の記者会見のよると、2021年1~4月、中国の新設外商投資企業は14,533社で、2020年同期比50.2%増加し、2019年同期比11.5%増加した。実行ベースのFDI金額(銀行・証券・保険を除く)は前年同期比42.8%増の3,970億元(580億米ドル)であり、2019年同期比30.1%増加した。業界別では、サービス業FDI金額は2020年同期比46.8%増の3,129億元で、全体の78.8%を占めた。

近年では、中国はサービス業の対外開放を促進するために、3つの措置を講じてきた。1つ目は外資参入のネガティブリストの縮小である。全国版の外商投資ネガティブリストの項目数は2015年の93項目から2020年の33項目まで削減し、削減された60項目のうち30項目はサービス業であった。2つ目は、外商投資産業の奨励目録の拡大であるが、2015年の349項目から2020年の480項目まで拡大した。3つ目の措置はサービス業総合パイロット地区の推進である。

(最新の外商投資ネガティブリストの詳細は弊行のMUFG: Bank(China)実務・制度ニュースレター【第249号】でご確認いただけます)

https://reports.mufigsha.com/File/pdf_file/info003/info003_20200706_002.pdf

4 月の CPI は前年同期比 0.9%、PPI は同 6.8%と前月より 2.4 ポイント拡大

国家統計局によると、中国 4 月の消費者物価指数(CPI)、工業生産者出荷価格指数(PPI)は前年同期比それぞれ 0.9%、6.8%上昇した。国家統計局は、CPI の上昇は豚肉価格の低下と原油価格の上昇と両方からの効果が合わせた結果と分析している。

CPI は、食品 CPI と非食品 CPI に分けられ、非食品 CPI は工業消費財とサービス消費にさらに細分化される。今般、新型コロナ状況の安定化と祝日が重なったため、旅行関連消費の好調がサービス消費 CPI を押し上げてきた。航空料金、旅行会社料金、ホテル価格は前年比でそれぞれ 21.6%、5.3%、3.9%上昇した。工業消費財の価格は原材料価格の高騰を受けて上昇しており、冷蔵庫、洗濯機、テレビ、パソコンと自転車の価格の上昇幅は 0.6%~1.0%となった。

4 月に入ってから、コモディティ価格は上昇し続けている。川上の原材料価格の高騰から影響を受けて、4 月の PPI の上昇幅は 3 月より 2.4 ポイント拡大して 6.8%に達した。原材料価格から工業消費財価格への伝達には時間差があるため、目下のところ、CPI と PPI の間の差は拡大し続けている。業界別では、石油・ガスの採掘業、鉄鋼加工業、非鉄金属加工業と石油石炭加工業の価格の上昇が PPI を押し上げる主要因となった。

エネルギー価格の市場化改革方針を発表

国家発展改革委員会は 5 月 25 日、第 14 次 5 カ年期間中にエネルギーや水資源、公共サービスの価格制度の改革を行い、重要民生製品の供給・価格安定を図ると発表した。具体的には、「2025 年までに競争分野と関連分野の価格を市場が決定する市場メカニズムの導入を促進し、重要民生用製品の価格調整メカニズムの健全化、公共サービス価格の政策整備等を推進する」とした。同委員会によると、エネルギー価格の改革はエネルギー供給構造の低炭素化、エネルギー消費構造の改善等を促進する狙いもあり、再生可能エネルギーの利用拡大に向けて、電力価格制度の柔軟性向上やエネルギーの消費や排出が多い産業の価格差別化の導入等を進めていく方針となっている。

4 月の国有企業経営業績、経済回復と低ベースで大幅増

中国財政部は 5 月 28 日、2021 年 1~4 月の国有企業経営業績を発表した。それによると、経営総収入は 22 兆 2,154 億元、前年同期比+32.2%となったが、2019 年からの 2 年平均伸び率では 8.4%であった。そのうち、国務院国有資産管理委員会と財政部が直轄する中央企業が 12 兆 6,371 億元(同+27.6%、2 年平均伸び率同+7.3%)、地方政府が直轄する地方国有企業が 9 兆 5,783 億元(同+38.9%、2 年平均伸び率同+9.9%)と何れも大幅に改善した。

一方、経営利益では、総額としては 1 兆 3,618 億元(同+240%、2 年平均伸び率同+10%)となった。中央企業は 9,611 億元(同+160%、2 年平均伸び率同+11.4%)、地方国有企業は 4,007 億元(同+960%、2 年平均伸び率同+7.1%)と地方国有企業で大幅な増加となった。

【図表1】1～4月 国有企業の経営業績

金融企業除く	2021年1-4月			2年間平均伸び率 (%)	2020年		2019年	
	実数 (億元)	前年同期比 (%)	前年比 (%)		実数 (億元)	前年比 (%)	実数 (億元)	前年比 (%)
営業総収入	222,153.7	32.2	8.4	632,867.7	2.1	625,520.5	6.9	
うち 中央企業	126,370.9	27.6	7.3	353,285.6	▲1.9	358,993.8	6	
うち 地方国有企業	95,782.8	38.9	9.9	279,582.1	7.5	266,526.7	8.2	
営業総費用	未発表	未発表	未発表	614,685.2	2.8	609,066.1	7.1	
うち 中央企業	未発表	未発表	未発表	336,920.8	▲1.3	344,900.0	5.9	
うち 地方国有企業	未発表	未発表	未発表	277,764.4	8.3	264,166.1	8.6	
経営利益	13,617.8	240.0	10.0	34,222.7	▲4.5	35,961.0	4.7	
うち 中央企業	9,610.8	160.0	11.4	21,557.3	▲5.0	22,652.7	8.7	
うち 地方国有企業	4,007.0	960.0	7.1	12,665.4	▲3.6	13,308.3	▲1.5	
税引後純利益	未発表	未発表	未発表	24,761.7	▲5.6	26,318.4	5.2	
うち 中央企業	未発表	未発表	未発表	15,718.0	▲5.6	16,539.9	10.4	
うち 地方国有企業	未発表	未発表	未発表	9,043.7	▲5.5	9,778.5	▲2.7	
所得税	17,476.7	25.9	未発表	46,111.3	▲0.2	46,096.3	▲0.7	
うち 中央企業	12,489.2	21.6	未発表	32,088.5	▲0.8	32,317.1	▲0.7	
うち 地方国有企業	4,987.5	38.2	未発表	14,022.8	2.4	13,779.2	▲0.6	
費用利益比率 (Ratio of Profits to Cost)	未発表	未発表	未発表	5.60%	▲0.4Pt	6.00%	▲0.1	
うち 中央企業	未発表	未発表	未発表	6.50%	▲0.2Pt	6.70%	0.2	
うち 地方国有企業	未発表	未発表	未発表	4.60%	▲0.6Pt	5.10%	▲0.5	
資産負債率 (Debt Asset ratio)	64.30%	▲0.1Pt	未発表	64.00%	0.2Pt	63.90%	▲0.2	
うち 中央企業	66.90%	▲0.7Pt	未発表	66.70%	▲0.3Pt	67.00%	▲0.4	
うち 地方国有企業	62.70%	0.3Pt	未発表	62.20%	0.6Pt	61.60%	0.1	

出所：中国財政部より MUFG バンク (China) 作成。

2020年の農民工総数、前年比517万人減少

国家統計局は4月30日、2020年の農民工モニタリング調査報告を発表した。2020年末時点で農村部からの出稼ぎ労働者(農民工)は2億8,560万人と前年から517万人減少(1.8%減)。2008年に同統計が始まって以来、初めての減少となった。そのうち、故郷を離れて外で働く農民工(外出農民工)は2.7%減の1億6,959万人(466万人減)、故郷で働く農民工(地元農民工)は0.4%減の1億1,601万人(51万人減)。外出農民工のうち、都市部で働いているのは3%減の1億3,101万人(399万人減)だった。

東部からの農民工は1億124万人と292万人減少し、減少数の半分以上を占めた。東部で就業する農民工は1億5,132万人と568万人減少し、減少数が最多だった。農民工の平均年齢は41.4歳で、前年から0.6歳上昇。40歳以下が全体の49.4%を占め、同1.2ポイント低下。50歳以上は26.4%で、1.8ポイント上昇した。第三次産業の農民工は0.5ポイント上昇の51.5%、第2次産業は0.5ポイント下落の48.1%を占めた。平均月収は前年から110元増加(2.8%増)の4,072元だった。

【産業・企業】

工業情報化部、2030年までに5Gユーザーを5.6億人へ

工業情報化部は4月30日、「5G応用行動計画(2021～2023)」(以下「行動計画」)を発表し、5月7日までにパブリックコメントを募集した。「行動計画」では、2023年までに個人ユーザーの普及率を40%以上に、ユーザー数を5億6,000万人以上に高め、5G接続量はモバイルネット接続量の50%を占め、モノのインターネット(IoT)の5G端末ユーザー数の年平均伸び率は200%を超える目標を示した。「5G+」新型消費の新業務・新モデル・新業態を構築するほか、5G技術を応用する大型工業企業の割合を35%以上に高め、電力や鉱物採掘、自動車、農業・水利、教育、医療、スマートシティなど幅広い分野で5G応用を推進し、1つの重

¹ 東部地域は北京、天津、河北、上海、江蘇、浙江、福建、山東、広東、海南の10省、中部地域は山西、安徽、江西、河南、湖北、湖南の6省、西部地域は内モンゴル、広西、重慶、四川、貴州、雲南、チベット、陝西、甘肅、青海、寧夏、新疆の12省、東北地域は遼寧、吉林、黒竜江の3省である。

点業種で 100 以上のモデルケースを作るとした。

4 月末時点、中国の 5G 携帯電話端末の接続数は 3 億 1,000 万台と世界の 8 割以上、5G 基地局は 81.9 万カ所と世界の 7 割以上を占めている。

2019 年の中国 R&A 支出は 2.2 兆元、米国に次ぐ世界 2 位

大連理工大学は 5 月 2 日、「中国研究開発(R&A)経費報告(2020)」を発表し、総量構造、公共部門、個人部門、公共政策の 4 つの部分から、2000~2019 年の R&A 経費投入、構造と用途などを纏めた。2019 年、中国の R&A 経費支出は 2.2 兆元で、対 GDP 比は 2.2%を超え、米国に次ぐ世界 2 位となった。R&A 人員総数は世界 1 位であるが、1 人当たり R&A 支出は G7 国(イギリスを除く)を下回った。基礎研究経費は前年比 22.5%増の 1,335.6 億元、対 GDP 比は 6.03%となった。

1995~2019 年、企業部門の R&A 支出は 300 億元から 1.7 兆元へ、政府部門は 250 億元から 4,537 億元へそれぞれ増加。華為とアリババの R&A 支出が最も多く、バイオ製薬の百濟神州(BeiGene)、電気自動車の蔚來(NIO)の R&A 支出対 GDP 比が最も高かった。

2019 年、東部地区の R&A 支出は 1.4 兆元を超え、その他 3 地区(中部・西部・東北地区)合計の 1.9 倍となった。広東(3,098.5 億元)、江蘇(2,779.5 億元)、北京(2,233.6 億元)、浙江(1,669.8 億元)、上海(1,524.6 億元)、山東(1,494.7 億元)の 6 省(市)は 1,000 億元を超えた。

テスラは中国データセンターを設置する予定、中国情報安全管理規定への反応か

5 月 25 日、テスラはソーシャルメディアの公式発表で、データストレージの現地化を可能にするために、中国にデータセンターを設置すると述べた。これにより、中国市場で販売されたすべての車両のデータは中国国内で保存されることになる。

5 月 28 日、中国国家インターネット情報弁公室は「自動車データ安全管理若干規定(意見募集原稿)」(以下、「規定」)を発表したが、テスラの今度の態度表明は、自動車データ管理規範に促されたと指摘されている。「規定」では、管理対象となるデータは個人情報と重要データ両方に分けられ、自動車メーカーだけでなく、部品・ソフトウェアの提供者、販売店、メンテナンス会社、保険会社等も「運営者」とされる。また、運営者が個人情報を収集する際、収集対象者の同意を得るべきとする。もし同意を得ることが困難な場合(たとえば、カメラで車外音ビデオ情報を収集すること等)で、匿名化や自然人を識別できる画像を含む内容の削除などが求められる。

さらに、4 月 28 日、全国情報セキュリティ標準化技術委員会は「情報安全技術インターネット自動車データ収集の安全要求標準(草案)」(以下「草案」)を公表し、パブリックコメントを募集した。「草案」では、コネクテッド自動車はカメラやレーダーなどのセンサーで車外環境から収集した道路、建物、地形などのデータ、及び車両の位置、軌跡に関するデータを出国禁止とするなど、情報管理を徹底する姿勢を示した。

IoT、知能製造の影響の拡大に伴い、データの資源としての性質はますます顕著化している。中国政府によるデータ管理に関する動きが活発化している中、自動車産業としても、これからのビジネス展開においてデータ管理についても十分考慮していく必要がある。

「→自動車データ安全管理若干規定(意見募集原稿)」

(http://www.gov.cn/xinwen/2021-05/12/content_5606075.htm)

「情報安全技術インターネット自動車データ収集の安全要求標準(草案)」

(→http://www.cac.gov.cn/2021-04/29/c_1621273432655484.htm)

【金融】

中国当局、テンセントなどネット金融 13 社に行政指導

中国人民銀行、中国銀行保険監督管理委員会(銀保監会)、中国証券監督管理委員会(証監会)、国家外貨管理局(外管局)は4月29日、金融業務に従事するネットプラットフォーム企業に対して監督管理上の指導を行った。対象となったのは騰訊(テンセント)、百度(バイドゥ)系の度小満金融(DuXiaoman)、京東金融(JD)、字節跳動(バイトダンス)、美团金融(Meituan)、滴滴金融(Didi)、中国平安保険傘下の陸金所(Lufax)、天星数科(元小米数科、airstar)、360 数科、新浪金融(Sina)、蘇寧金融(Suning)、国美金融(Gome)、携程金融(Ctrip)の13社。以下7点の問題について改善が求められており、独占禁止の強化、金融リスクの防止という当局の態度が読み取れる。

①金融活動を監督管理下に置き、ライセンスを取得すること、②決済ツールとその他金融商品の不適切な接続を切断すること、③ライセンスを取得した上で個人信用調査事業を展開すること、④株主性質や株式構造に対する管理を強化し、条件を満たした企業は金融持株会社を設立すること、⑤法令を遵守してインターネット預金・貸出や保険業務を展開すること、⑥資産証券化商品発行と域外上場行為の規範化、⑦消費者保護体制の強化、個人情報収集と使用の規範化。

デジタル人民元ウォレットに網商銀行(アリババ系)が新たに参入

中国が積極的に推進しているデジタル人民元ウォレットのパイロットプロジェクトにおいて、六大国有銀行(建設銀行、工商銀行、農業銀行、郵政貯蓄銀行、交通銀行、中国銀行)の他に、網商銀行(アリババ系)が民間企業として最初の参入者となった。網商銀行アプリからデジタル人民元ウォレットにアクセスできるようになっており、クローズドベータテスト対象となるユーザーは、すでに盒馬鮮生、天猫スーパー、RT-MART、上海バスなどのシチュエーションで試用できた。一方、網商銀行の競争相手である微衆銀行(テンセント系)も積極的に参入を試みている。

デジタル人民元ウォレットのパイロットはアリババ系の Alipay とテンセント系の Wechatpay を中心とするモバイル決済に比べては、優位性がまだ顕著とは言えない。網商銀行の参入により、アリババ系の EC、モバイル決済、FinTech といった分野でのノウハウを活用できる側面があり、デジタル人民元ウォレットの普及においては大きな一歩と言える。

目下のところ、デジタル人民元ウォレットのパイロット地区として、最初に深セン、蘇州、雄安新区、成都と北京の冬オリンピック地区が指定されたが、2020年10月に、上海、海南、長沙、西安、青島、大連といった6つの都市が追加された。

プロフェッショナル解説(税務会計) PwC 日本企業部統括 代表パートナー/高橋忠利

中国共産党中央委員会弁公庁・国務院弁公庁発行「租税徴収管理改革のさらなる深化に関する意見」の内容とその考察

❖ 要旨

租税徴収管理改革における目標

税務分野の「放管服」(行政スリム化)改革をさらに推進し、税務監督管理体制を整備し、市場化・法治化・国際化が図られたビジネス環境を構築する。

主な内容

今後5年間における租税徴収管理改革の深化に向けた主要目標と改革の方向性を示した。

❖ 主な内容

- 税務分野の「放管服」(行政スリム化)改革をさらに推進し、税務監督管理体制を整備し、市場化・法治化・国際化が図られたビジネス環境を構築するため、2021年3月24日、中国共産党中央委員会弁公庁(以下、「中央弁公庁」と)と国務院弁公庁は、「租税徴収管理改革のさらなる深化に関する意見」(以下、「本意見」)を発行し、今後5年間の租税徴収管理改革のさらなる深化について全体的な構想を示している。
- 本意見は8部構成の計30条からなり、今後5年間における租税徴収管理改革深化の主要目標と改革の方向性を示している。その主な内容は次のとおり。

▶ 主要目標:

- ✓ 2022年までに、税務法執行の規範性、税務サービスの利便性、税務監督管理の的確性において重要な進展をみること。
- ✓ 2023年までに、「無リスクならば不干渉、違法ならば追及、全プロセスのスマートモニタリングの強化」をモットーとする新たな税務法執行体制、「死角のないオフラインサービス、無休のオンラインサービス、対象範囲の広いカスタマイズサービス」をモットーとする新たな税務サービス体制、「双随机、一公開」[検査対象企業と検査担当官の双方を無作為抽出し、検査結果を速やかに公開する]方式と「インターネット+監督管理」を基本的手段とし、これを重点規制で補完し、「信用+リスク」方式をベースとする税務監督管理の新体制を基本的に完成する。
- ✓ 2025年までに、租税徴収管理制度改革の深化で顕著な成果を収め、機能性の高いスマート税務を基本的に完成し、国内トップクラスのスマート行政アプリケーションシステムを構築し、税務分野の法執行・サービス・監督管理能力のトータルな向上を図る。

▶ 租税徴収管理のデジタル化とスマート化の全面的推進:

- ✓ スマート税務行政の加速度的構築:
 - 2022年、法人と自然人の個別(一社ごと、一人ごと)税務情報について情報収集のスマート化を基本的に実現する。
 - 2023年、税務機関と税務官の個別(一局ごと、一人ごと)機関・人員情報について情報収集のスマート化を基本的に実現する。
- ✓ 発票電子化改革の着実な実施:

- 2021年に全国統一の電子発票サービスプラットフォームを完成し、24時間オンラインで無料にて電子発票の申請・発行・交付・検査等サービスを納税者に提供する。
- 2025年に発票の全分野、全段階、全要素での電子化を基本的に実現し、制度的な取引コストを低減する。
- ✓ 税務ビッグデータ共有利用の推進：
 - 税務ビッグデータのクラウドプラットフォームを継続的に整備し、データリソースの開発利用を強化し、国及び関連当局との情報システムの相互接続・相互利用を持続的に推進する。
 - 税務ビッグデータ分析のスマート化に注力し、経済動向分析と社会管理等の分野で税務ビッグデータの深層応用を継続的に強化する。
- ▶ **税務法執行制度とメカニズムの継続的整備：**
 - ✓ 税法制度の整備：
 - 租税法定の原則を徹底し、租税に係る現行の暫定条例を法律に昇華させる取り組みを加速する。現代に相応し租税制度を整備し、現代的財政税務体制の構築を促進する。
 - 租税徴収管理法、反マネーロンダリング法、発票管理弁法等の法令・規則の改正を推進し、租税以外の歳入管理の法制度を強化する。
 - ✓ 税務法執行活動を厳格に規定し、行政法執行の公示、法執行の全過程の記録、重要な法執行に係る決定の法制審査制度を全面的に実行する。
 - ✓ 税務法執行の的確性を継続的に向上し、税務法執行の分野で「初回違反不処罰」リスト制度のリサーチと普及を進め、寛容性・慎重性の原則を堅持し、新産業・新業態・新モデルの健全な発展を支援する。
 - ✓ 税務法執行の地域間連携を強化し、省を跨ぐ広域経営企業の税務手続に係る全国共通化の範囲を持続的に拡大し、2025年には手続の全国共有化を基本的に実現する。
- ▶ **良質かつ高効率なスマート税務サービスの大々の推進：**
 - ✓ 税務優遇措置適用の迅速化を確保し、優遇措置適用に係る処理プロセスと手続をさらにスリム化し、「自己判断、自己申告、事後監督管理」の範囲を持続的に拡大する。
 - ✓ 納税手続の負担をしっかりと軽減し、当局間のデータ共有を強化し、納税者・納付者の申告の二度手間を減らす。税務証明事項の告知承諾制*を全面的に推進し、手続書類の追完を認める事項を拡張し、事前提出制から自己保管制に変更する税務書類を範囲を持続的に拡大する。[*訳注：告知承諾制とは、企業が行政許認可の審査条件を満たすことを示す承諾書を提出すれば、その許認可を取得することができる制度をいう。]
 - ✓ 納税の手続方式を全面的に改善し、2021年に企業の納税手続のオンライン化を基本的に実現し、個人の納税手続は携帯端末での手続を可能にする。2022年には全国統一の電子税務局を完成する。2023年には情報システムによるデータ自動抽出・税額自動計算・申告書類自動入力を基本的に実現し、納税者がこれを確認・補正するだけですぐにオンラインで申告提出することができるようにする。
 - ✓ 納税手続の手間(回数と時間)を減らす取り組みを継続的に進める。各種租税公課の一括申告を推進し、法に基づいて一部税目の徴収期間を統合・スリム化し、申告の回数と時間を減らし、税務当局での輸出税還付手続の所要時間を短縮する。
 - ✓ サービスのスマート型カスタマイズを積極的に推進し、税務サービスプラットフォーム「12366」の全面的アップグレードを進め、24時間スマート型相談窓口をメインとする形態へ移行を加速し、2022年には全国相談窓口の一本化を基本的に実現する。
 - ✓ 納税者の合法的權益を守り、納税者の権利救済と税務紛争解決の仕組みを整備し、大企業税務の事前裁定の実施を模索して関連制度を設置・整備し、納税者個人情報保護等の制度を整備する。

- ▶ **的確な税務監督管理の実施:**「信用+リスク」をベースとする新たな監督管理メカニズムを構築・整備し、重点分野のリスク対策と監督管理を強化し、税務リスクに応じて検査対象企業・検査担当官の無作為抽出(「双随机、一公開」)の比率を適切に引き上げ、法に従って税務上の違法行為を厳しく取り締まる。
- ▶ **税務上のコガバナンス(共治)の持続的深化:**情報の交換・通知及び法執行の連動を強化し、部門横断的に監督管理活動の連携を積極的に推進し、業界団体・社会的仲介組織の役割を積極的に発揮させ、司法による保障を強化し、国際租税協力を強化し、「一帯一路」での租税徴収管理の協力体制を継続的に整備する。

❖ 考察

・2015年中央弁公庁・国務院弁公庁発行「国税・地方税徴収管理体制改革深化方案」による国税・地方税の“合作”(協力)推進から、2018年の中央弁公庁・国務院弁公庁発行「国税・地方税徴収管理体制改革方案」による国税・地方税の“合併”実施に至り、今回の意見で租税徴収管理の“合成”(統合)、すなわち税務法執行・サービス・監督管理の系統的最適化、業務プロセス・制度規範・情報技術・データ要素・職掌制度の統合と高度化が推進されることになる。税務当局による的確な法執行、行き届いたサービス、正しい監督管理、誠意ある共治の下、特に、最新の情報技術と税務ビッグデータによって、スマート型の納税者情報収集や、全国统一電子發票プラットフォーム、納付経路の多元化など、各種の税務利便化サービスを提供することで、質と効率においてより一層優れた税務上のビジネス環境が市場参加者にもたらされ、納税者の税法遵守度の向上に利することとなる。

・本意見で打ち出された「大企業税務の事前裁定の模索と関連制度の整備」は、大手企業グループの存在と密接に関係している。大企業は多層的な構造をなし、買収再編が頻繁に行われ、事業内容が複雑であるが、現行の租税政策では各種の経済行為について逐一にポジティブリスト型の規定を設けることはないで、これによる租税政策の適用と理解の不確実性が企業のビジネス上の意思決定に重要な影響をもたらすことになる。近年、中国は関連制度の模索・整備を一貫して積極的に進めており、2015年「租税徴収管理法(意見募集稿)」で事前裁定制度が初めて導入されている。本意見では租税徴収管理法改正の推進も打ち出されており、大企業税務における事前裁定制度が今後の租税徴収管理法の改正で明確化され、重要取引の税務事項に係る政策上の確実性を求める納税者にとって、制度的な保障がもたらされることが期待される。

高橋 忠利 | Japanese Business Markets Leader | 日系企业事业开发部 (JBD)

PwC はロンドンを本拠地とし、世界 150 国以上に約 750 拠点を擁する世界最大級のプロフェッショナルサービスファームである。高橋忠利は PwC オーストラリア在任中、メルボルンおよびアデレード地区日本人責任者として日系および非日系企業へコンサルティング業務を提供した経験を有する。2009 年より PwC 中国上海オフィスに赴任し、華中地区の日本企業部統括代表パートナーに就任。その後 2011 年より、華中・華北地区の日本企業部統括代表パートナーに専任(現任)。中国に進出している日系企業に対し、会計、内部管理、税務実務を中心とした中国事業再構築にかかるアドバイスを提供。さらに 2011 年以降は、日本ビジネスマーケットリーダーとして新たに華北地域(北京、天津、大連、青島など)も担当する。中国で事業を拡大する日系企業に対して、監査、内部監査、税務に関するコンサルテーション業務を提供している。

2017 年 7 月から中国本土並びに香港の日本企業部統括代表パートナーに就任。台湾事務所と日本企業部のコラボレーションリーダーにも任命されている。

現在、中国市場の持続的な拡大や、一帯一路政策に代表される中国政府による対外投資の積極的な促進等、中国経済のダイナミックな発展が急速に進む中、日本企業部統括代表パートナーとして、将来のリーダーとなる人材の育成サポート(You Plus)や、中国成長戦略の策定・実行サポート(Path to Profit)、更には中国政府による重点成長戦略と企業・人材の連携サポート(Integrated Urban Strategy)等、One Firm Service (OFS)の推進に精力的に取り組んでいる。



三菱 UFJ 銀行の中国調査レポート(2021年5月)

■ MUFG BK 中国月報 第183号(2021年5月)

中国の CPTPP 加入の可能性

<https://www.bk.mufig.jp/report/inschimonth/121050101.pdf>

国際業務部

■ ニュースフォーカス No.4 2021

海南島における金融開放の最新政策

https://rmb.bk.mufig.jp/files/topics/1342_ext_02_0.pdf

アジア法人営業統括部 アドバイザリー室

本報告書は、情報提供のみを目的として、MUFG バンク(中国) 有限公司(以下「当行」)が作成したものであり、その使用又は配布が法律や法規への違反に該当するあらゆる管轄又は国における個人又は組織への使用又は配布を意図したものではありません。本報告書をお客様に公表する前に、当行及び/又は当行関係者/組織は、本報告書に含まれる情報を利用、又はそれに基づいて行動することができます。

本報告書に記載されている情報及び意見のいずれも、預金、証券、先物、オプション、又はその他の金融商品若しくは投資商品の購入若しくは売却の申出、勧誘、アドバイス若しくは推奨をするものではなく、またそのように解釈されるものでもありません。

本報告書は、情報提供のみを目的として作成されており、特定の受領者の具体的な需要、財務状況、又は投資目的への対応を意図するものではありません。

本報告書は、信頼しうるとみなされる情報源から入手した情報に基づいて作成したのですが、正確性を保証するものではなく、受領者自身の判断に代わるものとみなされるべきではありません。受領者においては、適切に、独立した専門的、法律、財務、税務、投資、又はその他のアドバイスを別途取得する必要があります。

本報告書は、アナリスト自身の見解に基づいているため、当行の公式な見解を示すものではありません。本報告書に含まれる全ての見解(あらゆる声明及び予測を含む)は、通知なしに変更される可能性があり、その正確性は保証いたしかねます。本報告書は、不完全又は要約の場合もあり、本報告書に言及される組織に関する重要な情報を全て網羅していない可能性もあります。当行(含む本店、支店)及び関連会社のいずれも、本報告書を更新する義務を負いません。

過去の実績は将来の業績を保証するものではありません。本報告書において言及されるいかなる商品の業績予測も、必ずしも将来実現する又は実現しうる業績を示すものではありません。

当行及び/又はその取締役、役員並びに従業員は、当該取引への関与に当たり、随時、本報告書に言及された関連証券又は関連金融商品において、利益を有すること及び/又は引受を承諾すること、及び/又は当該証券若しくは関連金融商品を保留若しくは保有することがあります。さらに、当行は、本報告書に言及されたいずれかの会社と関係を有する(例えば関連会社、戦略パートナー等)こと、若しくは有していたこと、又はコーポレート・ファイナンス若しくはその他のサービスを提供すること、若しくは提供していたことの可能性もあります。

本報告書に含まれる情報は当行が信頼しうると判断した情報源から入手したものでありますが、当行は、その適切性、適時性、適合性、完全性又は正確性について、いかなる表明又は保証をするものではなく、一切の責任又は義務を負いません。したがって、本報告書に記載されている評価、意見、見積り、予測、格付け若しくはリスク評価は、当行による表明及び/又は保証に依拠するものではありません。当行(含む本店、支店)及び関連会社並びに情報提供者は、本報告書の全部又は一部の使用に起因するいかなる直接的、間接的及び/又は結果的な損失若しくは損害について、いかなる責任も負いません。

当行は、本報告書の著作権を保有しており、当行の書面による同意なしに本報告書の一部又は全部を複製又は再配布することは禁止されています。当行(含む本店、支店)又は関連会社は、当該複製又は再配布によって生じる、いかなる第三者に対する責任も一切負いません。

MUFG バンク(中国) 有限公司 リサーチ & アドバイザリー部 中国調査室
北京市朝陽区東三環北路5号北京發展大厦4階 照会先: 石洪 TEL 010-6590-8888ext. 214